

令和6年和泉市議会第2回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件名	摘 要
報告第5号	一般財団法人和泉市文化振興財団令和5年度決算書類の提出について	P. 2
報告第6号	一般財団法人和泉市文化振興財団令和6年度事業計画書類の提出について	P. 3
報告第7号	一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和5年度決算書類の提出について	P. 4
報告第8号	一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和6年度事業計画書類の提出について	P. 5
報告第9号	令和5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 6
報告第10号	令和5年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について	P. 10
報告第11号	令和5年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	P. 12
報告第12号	令和5年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	P. 14
報告第14号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（北信太駅自由通路整備工事（R4-6））	P. 16
報告第15号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事））	P. 21
報告第16号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築電気設備工事））	P. 24
報告第17号	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築機械設備工事））	P. 26
報告第19号	専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第20号））	P. 30
議案第40号	工事請負契約締結について（市立いぶき野小学校大規模改修工事）	P. 59
議案第41号	財産取得について（共用サーバ）	P. 69
議案第42号	財産取得について（和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋）	P. 71

報告第 5 号

一般財団法人和泉市文化振興財団令和5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市文化振興財団の令和5年度の決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 6 号

一般財団法人和泉市文化振興財団令和6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市文化振興財団の令和6年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年6月10日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 7 号

一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和5年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市公共施設管理公社の令和5年度の決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 8 号

一般財団法人和泉市公共施設管理公社令和6年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人和泉市公共施設管理公社の令和6年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

和泉市長 辻 宏 康

報告第 9 号

令和5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和5年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和5年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍総合システム改修事業	円 6,182,000	円 6,182,000	円	円 6,182,000	円	円	円	円
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム 改修事業	6,930,000	6,930,000		6,930,000				
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援 追加給付金事業	504,434,000	84,097,000		84,097,000				
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	566,538,000	226,982,000		226,976,000			6,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども支援給付事業	280,210,000	100,207,000		40,476,000				59,731,000
4 衛生費	2 環境衛生費	省エネ家電買替促進事業	100,000,000	93,610,000		37,812,000				55,798,000
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設防災減災事業	2,837,000	2,837,000				2,600,000		237,000
7 土木費	2 道路橋梁費	あゆみ野三丁目南交差点 改良事業	33,032,000	33,032,000				29,700,000		3,332,000

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
7 土木費	3 河川水路費	災害関連地域防災がけ崩れ 対策事業	円 10,000,000	円 6,323,000	円	円	円 3,161,000	円 2,800,000	円	円 362,000
9 教育費	2 小学校費	国府、緑ヶ丘小学校 体育館空調整備 ・非構造部材耐震化等事業	403,755,000	403,755,000		97,439,000		302,200,000		4,116,000
9 教育費	2 小学校費	体育館等空調整備事業	756,701,000	756,701,000		26,420,000		727,800,000		2,481,000
9 教育費	2 小学校費	南池田小学校 消防設備等改修事業	42,000,000	42,000,000		14,000,000		28,000,000		
9 教育費	2 小学校費	黒鳥小学校 防火設備改修事業	20,000,000	20,000,000		6,666,000		13,300,000		34,000
9 教育費	2 小学校費	いぶき野小学校 大規模改修事業	278,500,000	278,500,000		74,512,000		201,400,000		2,588,000
9 教育費	3 中学校費	信太中学校 特別教室等空調整備事業	98,109,000	98,109,000		7,070,000		90,900,000		139,000
9 教育費	3 中学校費	郷荘中学校 消防設備等改修事業	77,700,000	77,700,000		23,566,000		54,100,000		34,000

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
9 教育費	3 中学校費	信太中学校 給食室改修事業	200,310,000 円	180,323,000 円	円	1,923,000 円	円	96,800,000 円	円	81,600,000 円
9 教育費	5 社会教育費	青少年の家改修設計事業	30,100,000	18,753,000				14,000,000		4,753,000
10 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	東松尾川災害復旧事業	60,000,000	42,710,000		4,887,000		2,400,000		35,423,000
合 計			3,477,338,000	2,478,751,000		658,956,000	3,161,000	1,566,000,000	6,000	250,628,000

報告第 10 号

令和5年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和5年度和泉市一般会計継続費は、次のとおり繰越したので、同項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和5年度和泉市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰越繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国 支 出	府 金	地 方 債 そ の 他
9 教育費	1 教育総務費	(仮称)榎尾学園 整備事業	円 4,200,000,000	円 1,654,782,000	円 406,790,000	円 2,061,572,000	円 1,004,370,412	円 1,057,201,588	円 1,057,201,588	円 105,520,588	円 44,781,000	円 906,900,000	円
9 教育費	1 教育総務費	(仮称)富秋学園 整備事業	円 7,350,000,000	円 97,500,000		円 97,500,000	円 82,130,000	円 15,370,000	円 15,370,000	円 1,570,000		円 13,800,000	
合 計			円 11,550,000,000	円 1,752,282,000	円 406,790,000	円 2,159,072,000	円 1,086,500,412	円 1,072,571,588	円 1,072,571,588	円 107,090,588	円 44,781,000	円 920,700,000	

報告第 11 号

令和5年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による令和5年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和５年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	円 のぞみ野一丁目配水管布設 工事設計業務委託	円 15,000,000	円 0	円 15,000,000	円 0	円 0	円 15,000,000	円 0	業務委託の実施に当たり埋設管調査を行なった結果、既設埋設管の位置が不明確で調査工事が必要となり、想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		内田町四丁目外配水管布設 工事設計業務委託	10,009,000	0	10,009,000	0	0	10,009,000	0	業務委託の実施に当たり、関係機関との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		下宮町給水管移設工事	8,000,000	0	8,000,000	0	0	8,000,000	0	工事実施に当たり、先行する下水道工事の実施に関して、近隣住民との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		緑ヶ丘一丁目配水管布設工事	49,020,000	0	49,020,000	0	0	49,020,000	0	工事実施に当たり、地権者との協議に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
合 計			82,029,000	0	82,029,000	0	0	82,029,000	0	

報告第 12 号

令和5年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による令和5年度和泉市公共下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和5年度和泉市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
				発生額		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	仏並2-37号線実施設計業務委託	円 12,797,000	円 0	円 12,797,000	円 0	円 12,500,000	円 297,000	円 0	業務委託の実施に当たり、関係機関との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		下宮2-37-2号線管布設工事 その2に伴う水道管移設工事 補償	9,549,000	0	9,549,000	0	9,300,000	249,000	0	工事実施に当たり、近隣住民との協議に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れ、それに伴い水道管移設工事の完了も遅れたため。
		上町3-9-6号線管布設工事その5	9,894,000	0	9,894,000	0	9,600,000	294,000	0	工事実施に当たり、関係機関との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		国分2-30号線管布設工事	67,640,000	0	67,640,000	30,000,000	36,700,000	940,000	0	工事実施に当たり、関係機関との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		下宮2-37-2号線管布設工事 その2	29,827,000	0	29,827,000	0	29,000,000	827,000	0	工事実施に当たり、近隣住民との協議に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
		井ノ口2-10-8号線管布設工事 その5	32,439,000	0	32,439,000	0	31,600,000	839,000	0	工事実施に当たり、関係機関との調整に想定以上の日数を要したことにより、完了が遅れたため。
合 計			162,146,000	0	162,146,000	30,000,000	128,700,000	3,446,000	0	

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 5 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 5 日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和5年3月24日議決に係る北信太駅自由通路整備工事（R4－6） |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）405,093,700円
（変更後）411,123,900円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 和泉市伯太町二丁目5番35号
花田工業株式会社
代表取締役 花田 隆雄 |

- 5 変 更 の 理 由 次に掲げる工事内容の変更に伴う金額変更
- ①ボーリング調査の追加
 - ②継杭施工の追加
 - ③重機搬入組立及び解体の回数減
 - ④フェンス設置の追加

報告第 14 号参考資料
専決処分の報告について
(工事請負変更契約の締結について
(北信太駅自由通路整備工事 (R4-6)))

位置図



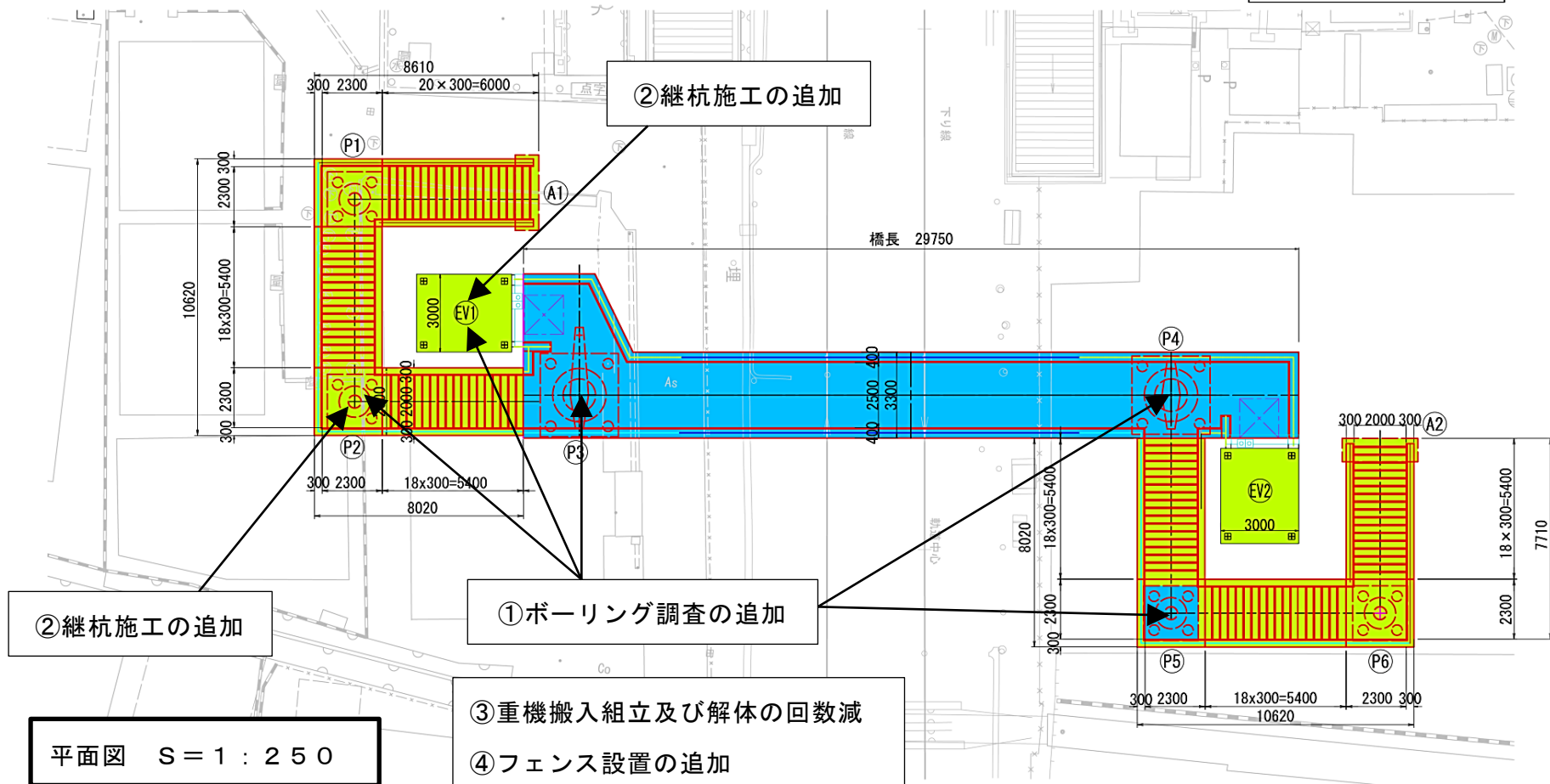
報告第 14 号参考資料

専決処分の報告について

(工事請負変更契約の締結について

(北信太駅自由通路整備工事 (R4-6)))

平面図



報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 7 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 1 日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和4年12月15日議決に係る（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）752,461,600円
（変更前）777,734,100円
（変更後）784,250,500円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 大阪市北区堂島一丁目2番5号堂北ダイビル
北野建設株式会社大阪支店
支店長 渡邊 裕司 |

- 5 変 更 の 理 由
- ①既設防草シート撤去取止め
 - ②コンクリート壁の塗材のアスベスト撤去
 - ③一部車道の舗装改修追加
 - ④街渠^{きょ}撤去取止め
 - ⑤雨水排水管の防護及び接続工事
 - ⑥上記⑤による工事期間延長に伴う金額増

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 8 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 1 日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和4年12月15日議決に係る（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築電気設備工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）203,270,100円
（変更後）204,292,000円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 大阪市北区芝田二丁目1番18号
株式会社阪電工
取締役社長 福井 史人 |
| 5 変 更 の 理 由 | 工事期間延長に伴う金額増 |

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 9 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 1 日専決

和泉市長 辻 宏 康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 変更した工事請負契約 | 令和4年12月15日議決に係る（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築機械設備工事 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変 更 契 約 の 内 容 | 契約金額 （当 初）139,554,800円
（変更後）140,232,400円 |
| 4 変 更 契 約 の 相 手 方 | 和泉市寺門町一丁目13番14－101号
奥田商工株式会社和泉営業所
営業所長 桑山 稔章 |
| 5 変 更 の 理 由 | 工事期間延長に伴う金額増 |

報告第 15 号から第 17 号までの参考資料

専決処分の報告について

(工事請負変更契約の締結について

((仮称)和泉市消防本部・和泉消防署新築工事)

((仮称)和泉市消防本部・和泉消防署新築電気設備工事)

((仮称)和泉市消防本部・和泉消防署新築機械設備工事))

位置図

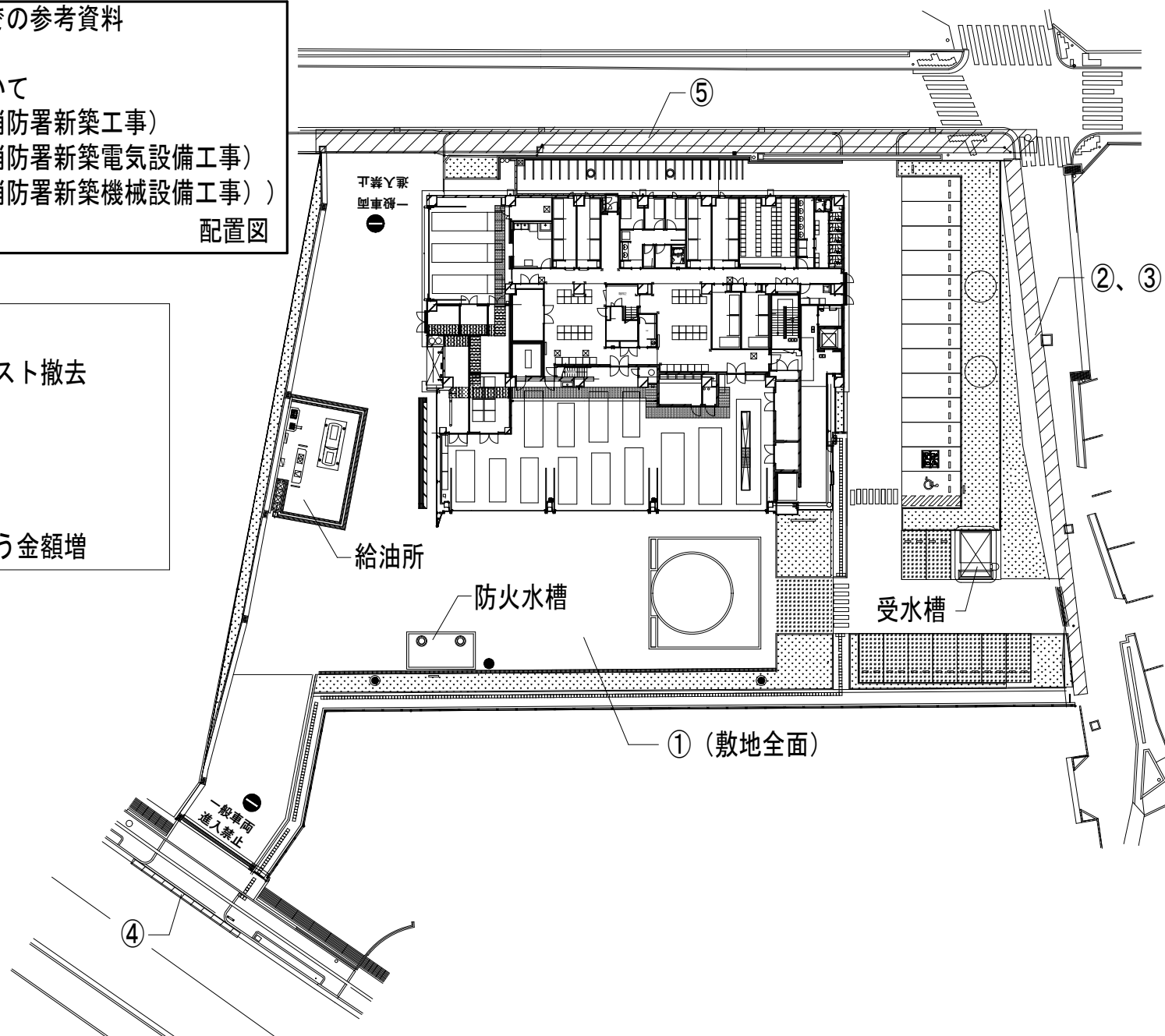


報告第 15 号から第 17 号までの参考資料
専決処分の報告について

- (工事請負変更契約の締結について
(（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事)
(（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築電気設備工事)
(（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築機械設備工事))

配置図

- ①既設防草シート撤去取止め
- ②コンクリート壁の塗材のアスベスト撤去
- ③一部車道の舗装改修追加
- ④街渠^{きよ}撤去取止め
- ⑤雨水排水管の防護及び接続工事
- ⑥上記⑤による工事期間延長に伴う金額増



配置図 S=1:600

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

専決第 6 号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

和泉市長 辻 宏 康

和泉市条例第 20 号

和泉市税条例の一部を改正する条例

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 （公益法人等に係る市民税の課税の特例） 第3条の2 略 <u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u> <u>第3条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4</u> <u>第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失</u> <u>金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規</u> <u>定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の</u> <u>提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項</u> <u>において「損失対象金額」という。）について、令和5年において</u> <u>生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額とし</u> <u>て、この条例の規定を適用することができる。この場合におい</u> <u>て、第13条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対</u> <u>象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額</u>	附 則 （公益法人等に係る市民税の課税の特例） 第3条の2 略

新	旧
<u>が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> 2 前項前段の場合において、第13条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 3 第1項の規定は、令和6年度分の第15条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第15条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特

新	旧
例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第13条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第13条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(法第320条の個人の市民税の納期) 第17条 略 <u>(個人の市民税の納税通知書)</u> 第17条の2 <u>個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額（第20条の5の2第1項又は第20条の10第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法によ</u>	(法第320条の個人の市民税の納期) 第17条 略

新	旧
<u>り徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第２０条の５の２第１項又は第２０条の１０第１項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</u> （承認の取消し等があった場合の納期の特例） 第２０条の５ 略 <u>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</u> 第２０条の５の２ 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第１７条第１項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。 ２ 法第３２１条の６第１項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場	（承認の取消し等があった場合の納期の特例） 第２０条の５ 略

新	旧
<u>合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u> 附 則 第 4 条の 5 の 2 略 <u>（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> 第 4 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 4 条の 8 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 14 条、第 14 条の 3 から第 14 条の 6 まで、附則第 4 条第 1 項、附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 4 条の 4、前条及び附則第 14 条第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第 14 条の 4 第 9 項、第 20 条の 9 第 1 項及び附則第 4 条の 4 の規定の適用については、	附 則 第 4 条の 5 の 2 略

新	旧
<u>第14条の4第9項及び附則第4条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第20条の9第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</u> <u>第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第17条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の</u>	

新	旧
額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第17条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たな	

新	旧
<u>い場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第17条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第17条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> <u>（3）特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u>	

新	旧
(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 <u>令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第20条の5の2第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> 第4条の8 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、第20条の6第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u>	

新	旧
(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第20条の6第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1, 000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1, 000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をそ	

新	旧
<u>の者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第20条の7に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項におい</u>	

新	旧
て「<u>10月分金額</u>」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においては<u>その者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額</u>	

新	旧
は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、 <u>当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日まで</u> <u>の間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額</u> <u>及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係</u> <u>る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当す</u> <u>る税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におい</u> <u>てはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税</u> <u>に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2</u> <u>期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、か</u> <u>つ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の</u> <u>10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合に</u> <u>は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及</u> <u>び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日か</u> <u>ら11月30日までの間における税額はないものとし、同年1</u> <u>2月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第</u> <u>1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及</u> <u>びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人</u> <u>の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税</u> <u>額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の</u>	

新	旧
<u>分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第20条の8の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u>	

新	旧
<u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第20条の9第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満</u>	

新	旧
たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はな いものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間に おいてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額 からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除 額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１ 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とす る。 （３）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税 に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割 金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当 該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日ま での間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３ １日までの間においてはその者の第２０条の９第２項の規定に より読み替えられた第２０条の６第１項に規定する年金所得に 係る特別徴収税額に相当する税額とする。 ４ 前項の規定の適用がある場合における第２０条の８の規定の適 用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当 該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日まで の間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年	

新	旧
<u>金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第20条の10第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第4条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条、第14条の3から第14条の6まで、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4、附則第4条の5の2、及び附則第14条第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</u> 第8条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 <u>(4) 附則第14条の規定の適用については、同条第1項中「山林</u>	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第8条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略

新	旧
<u>所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第8条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

新	旧
第10条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の2 略	第10条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の2 略

新	旧
<u>措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用について</u> <u>は、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	<u>(3) 略</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略

新	旧
(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、<u>附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、<u>附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、<u>附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の3第3</u>	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第12条の3の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3、4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略

新	旧
<u>項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 略 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第13条の5 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の6の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	6 略 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第13条の5 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の6の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

新	旧
第13条の7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7)略 (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	第13条の7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7)略 (熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第13条の8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)略 (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止	第13条の8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)略 (特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止

新	旧
改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の9 略 2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出	改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の8の3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第13条の9 略

新	旧
<u>がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の11 略 2、3 略 4 <u>法附則第15条第25項第2号に規定にする市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> 5 <u>法附則第15条第25項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> 6 <u>法附則第15条第25項第4号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 7 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の11 略 2、3 略 4 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> 5 <u>法附則第15条第25項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 6 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 7 <u>法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>

新	旧
8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u> <u>9、10</u> 略	<u>8、9</u> 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和泉市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

工事請負契約締結について

市立いぶき野小学校大規模改修工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 市立いぶき野小学校大規模改修工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 165,107,800円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市東成区神路一丁目12番2号
日本土工工業株式会社
代表取締役 池田 勉 |

議案第 40 号参考資料

市立いぶき野小学校大規模改修工事概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 場 所 | 和泉市いぶき野三丁目地内 |
| 2 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| 3 工 事 内 容 | 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 8, 348. 49 m ² (本工事対象延床面積 約3, 370 m ²)
外壁(屋外階段含む。)改修、建具改修、便所改修その他附帯工事 |
| 4 工 期 | 自 令和6年 月 日(議決の日)
至 令和7年 2月28日 |

議案第 40 号参考資料

工事請負契約締結について

(市立いぶき野小学校大規模改修工事)

位置図



議案第 40 号参考資料

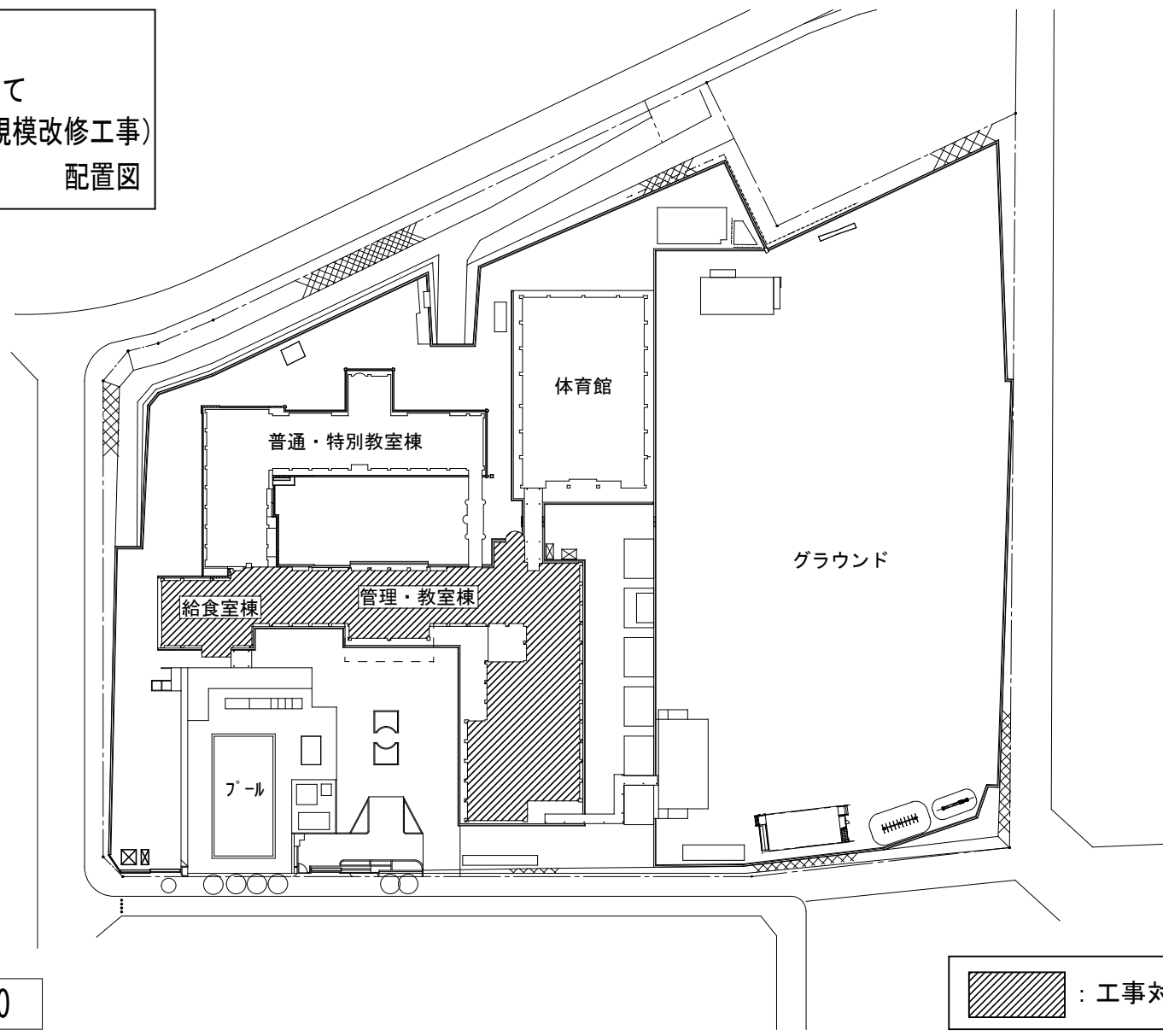
工事請負契約締結について

(市立いぶき野小学校大規模改修工事)

配置図



配置図 S=1:1300



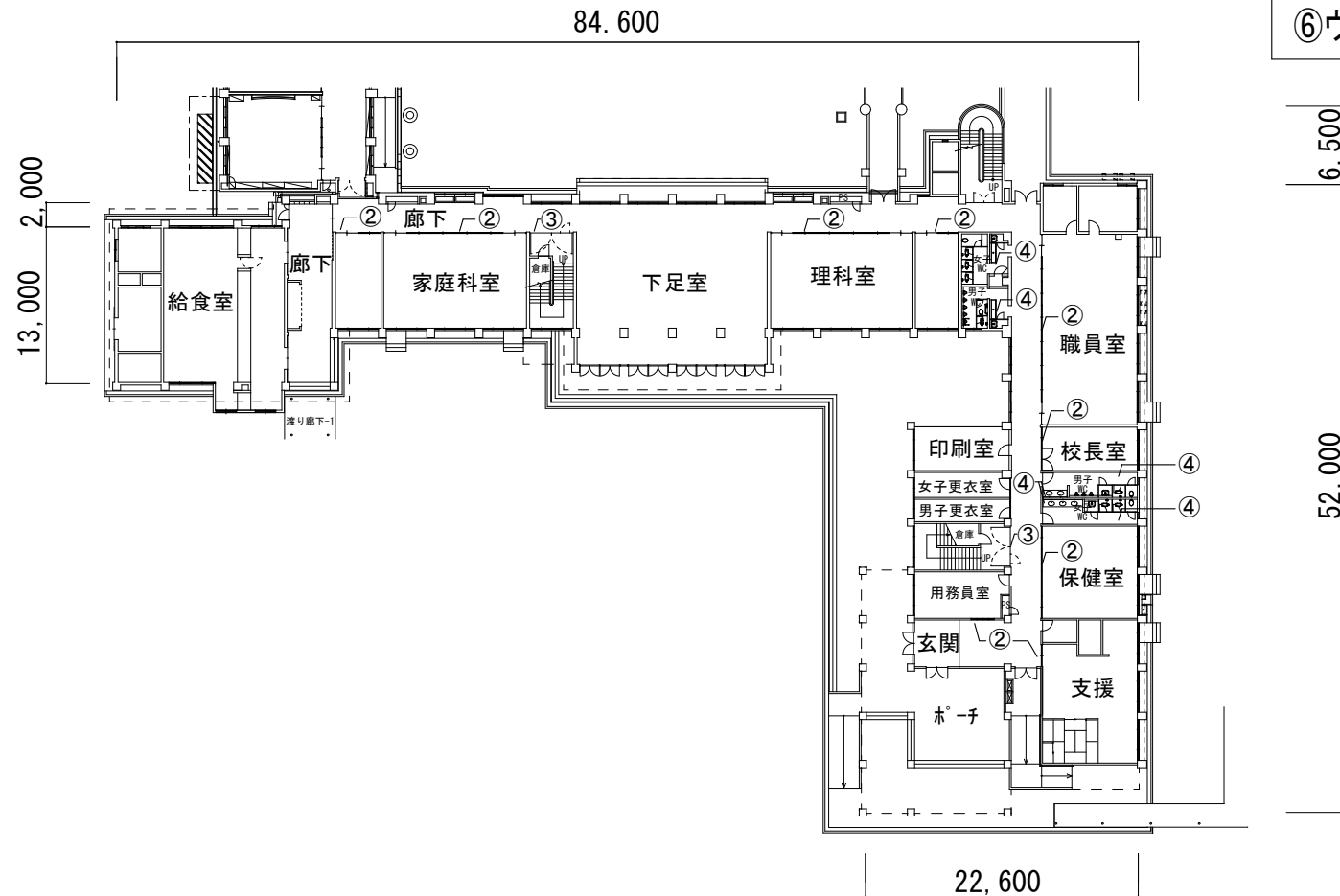
 : 工事対象範囲

議案第 40 号参考資料

工事請負契約締結について

(市立いぶき野小学校大規模改修工事)

1階平面図



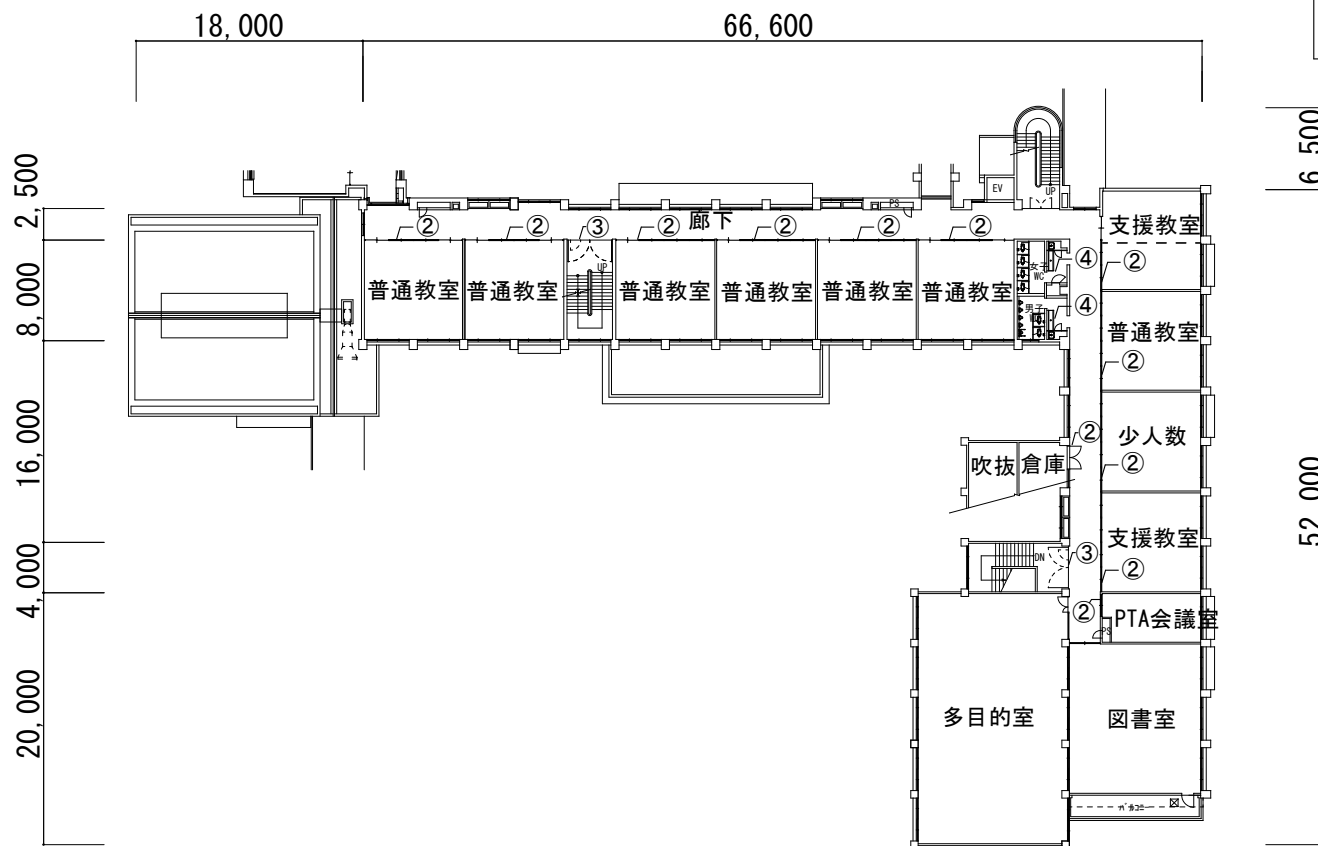
- ①外壁改修 (強化ガラス入替含む)
- ②強化ガラス入替
- ③防火戸改修
- ④便所改修
- ⑤屋根改修
- ⑥ウレタン塗膜防水改修



1階平面図 S=1 : 600

議案第 40 号参考資料
 工事請負契約締結について
 (市立いぶき野小学校大規模改修工事)
 2階平面図

- ①外壁改修 (強化ガラス入替含む)
- ②強化ガラス入替
- ③防火戸改修
- ④便所改修
- ⑤屋根改修
- ⑥ウレタン塗膜防水改修



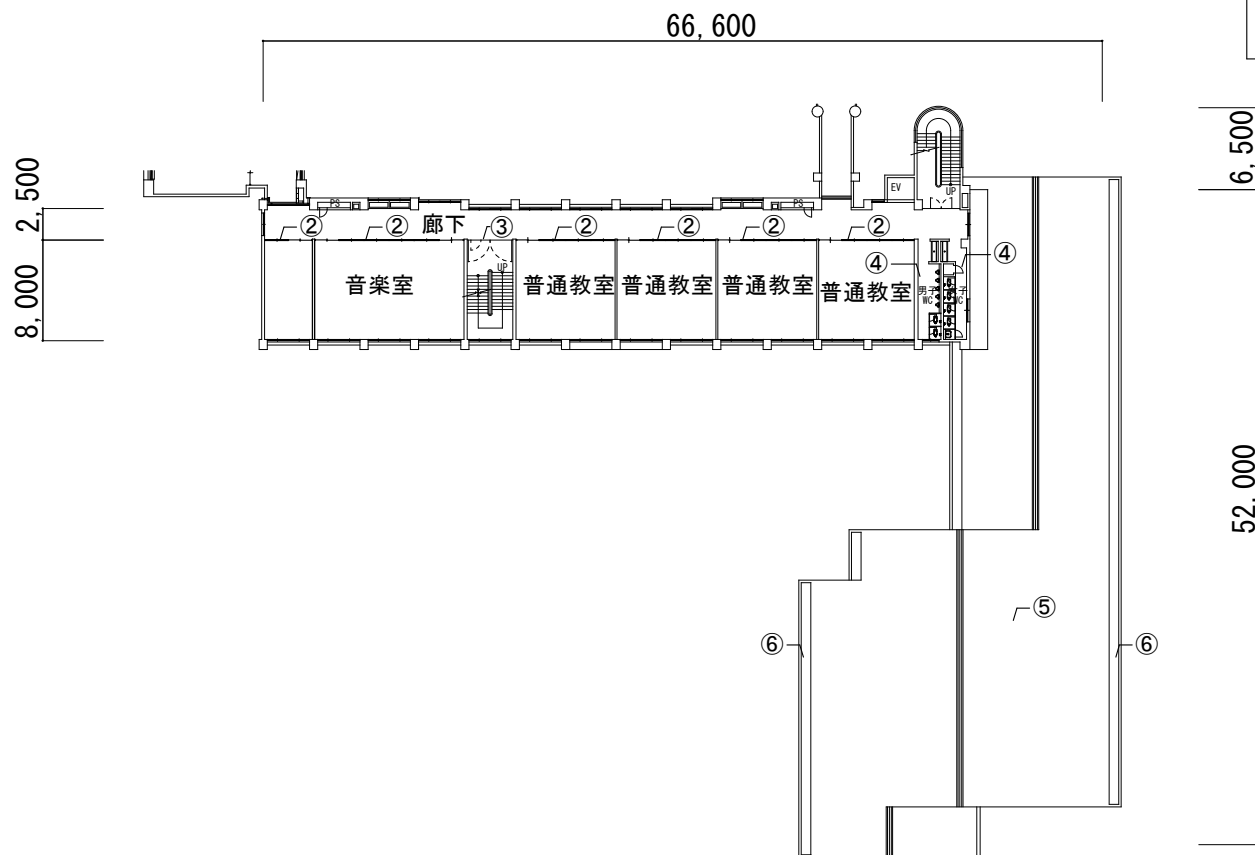
2階平面図 S=1:600

議案第 40 号参考資料

工事請負契約締結について

(市立いぶき野小学校大規模改修工事)

3階平面図

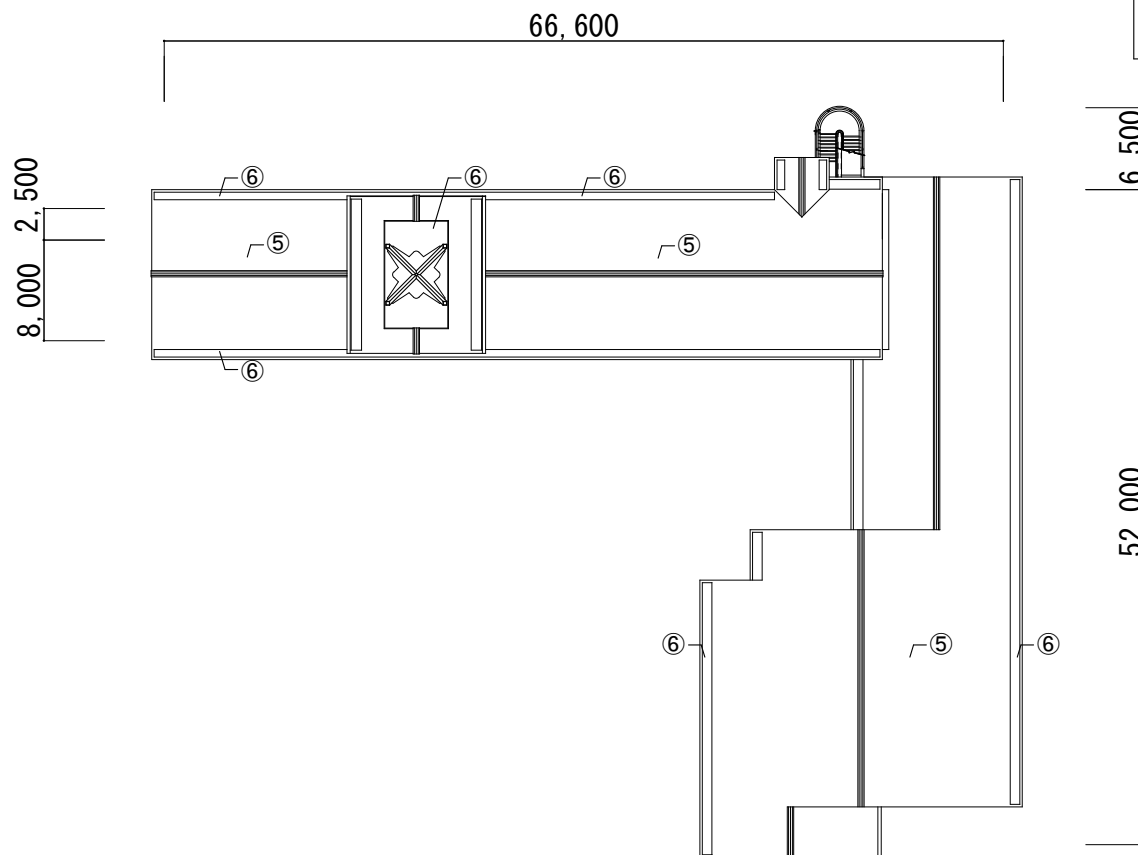


- ①外壁改修（強化ガラス入替含む）
- ②強化ガラス入替
- ③防火戸改修
- ④便所改修
- ⑤屋根改修
- ⑥ウレタン塗膜防水改修

3階平面図 S=1:600

議案第 40 号参考資料
 工事請負契約締結について
 (市立いぶき野小学校大規模改修工事)
 屋根伏図

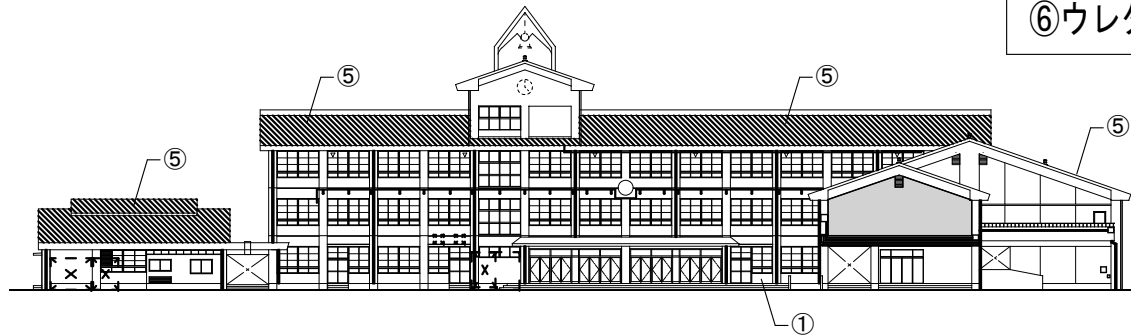
- ①外壁改修 (強化ガラス入替含む)
- ②強化ガラス入替
- ③防火戸改修
- ④便所改修
- ⑤屋根改修
- ⑥ウレタン塗膜防水改修



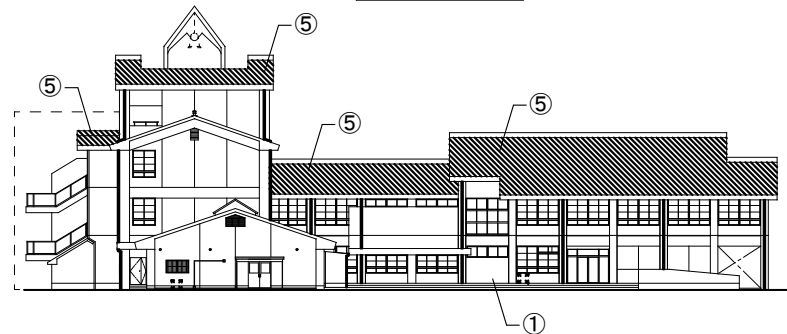
屋根伏図 S=1:600

議案第 40 号参考資料
 工事請負契約締結について
 (市立いぶき野小学校大規模改修工事)
 立面図

- ①外壁改修（強化ガラス入替含む）
- ②強化ガラス入替
- ③防火戸改修
- ④便所改修
- ⑤屋根改修
- ⑥ウレタン塗膜防水改修



南 立面図



西 立面図

立面図 S=1:600

議案第 40 号参考資料

工事請負契約締結について

(市立いぶき野小学校大規模改修工事)

立面図

①外壁改修（強化ガラス入替含む）

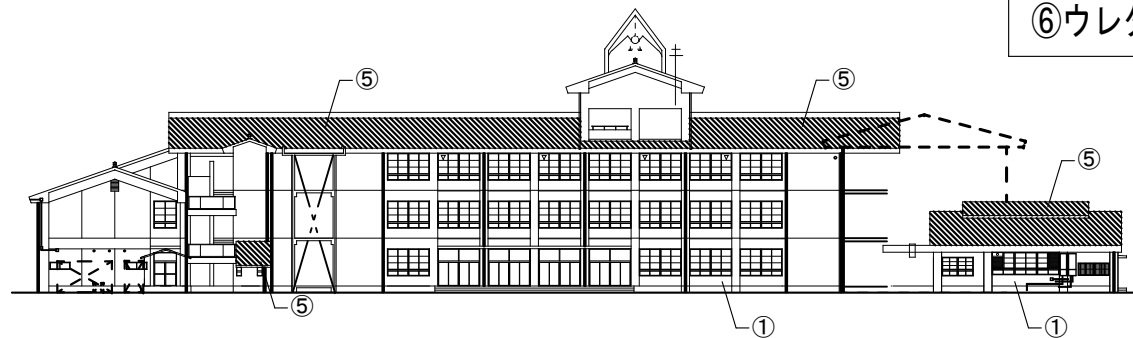
②強化ガラス入替

③防火戸改修

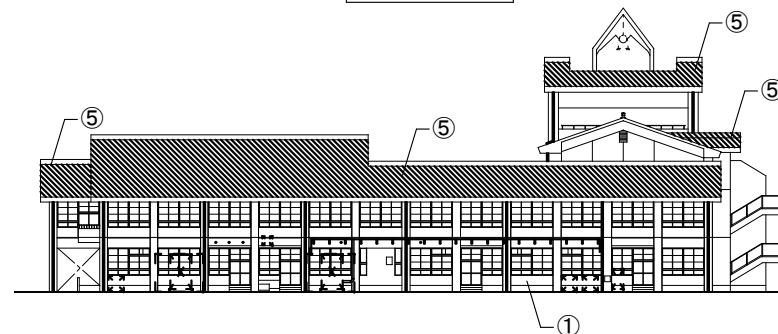
④便所改修

⑤屋根改修

⑥ウレタン塗膜防水改修



北 立面図



東 立面図

立面図 S=1 : 600

議案第 41 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 共用サーバ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 43,032,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市福島区福島六丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英和 |

議案第 41 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
 和泉市役所
- 2 納入期限 令和 6 年 1 1 月 3 0 日
- 3 取得内容 共用サーバ一式（サーバ機器、ネットワーク機器及び無停電電源装置）

議案第 42 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 和泉市家庭系日常（可燃）ごみ指定袋 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 65,961,500円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号
株式会社テライ
取締役 小川 隆博 |

議案第 42 号参考資料

1 納入場所 和泉市が指定する保管場所

2 納入期限 令和7年3月31日

3 取得内容 家庭系日常（可燃）ごみ指定袋

45リットル 1組10枚 305,000組（3,050,000枚）

30リットル 1組10枚 210,000組（2,100,000枚）

20リットル 1組10枚 205,000組（2,050,000枚）

10リットル 1組10枚 100,000組（1,000,000枚）

5リットル 1組10枚 30,000組（300,000枚）